電波法施行規則第34条の４関係（特例様式）

※整理番号	

主任無線従事者
無 線 従 事 者 選（解）任届

中国総合通信局長　殿

届出者（注１）　郵便番号
住　　所
（電話番号）
氏　　名

次のとおり 主任無線従事者 / 無 線 従 事 者 を選（解）任したので、電波法 第39条 / 第51条 の規定により届けます。

記

無線局の種別等

無線局の種別	呼出符号等	免許の番号	無線設備の設置場所

年　　月　　日現在

主任（注２）	（ふりがな）氏　　名	資　　格（注３） 免許証番号（注４）	選任年月日	住所（注５）

主任 （注２）	（ふりがな） 氏　　名	資　　格（注３） 免許証番号（注４）	選任年月日	住所（注５）

記載上の注意

（注1）　法人または団体の場合の記載は、次によること。

(1)　住所については、本店または主たる事務所を記載すること。

(2)　氏名については、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により、特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

（注2）　主任の欄は、電波法で定める主任無線従事者である場合に限り、「主任」と記載すること。

（注3）　無線従事者の資格は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ右欄に掲げる略称で記載することができる。

区　分	略称		区　分	略称
第一級総合無線通信士	１総		第一級海上特殊無線技士	海特１
第二級総合無線通信士	２総		第二級海上特殊無線技士	海特２
第三級総合無線通信士	３総		第三級海上特殊無線技士	海特３
第一級海上無線通信士	１海		第一級陸上特殊無線技士	陸特１
第二級海上無線通信士	２海		第二級陸上特殊無線技士	陸特２
第三級海上無線通信士	３海		第三級陸上特殊無線技士	陸特３
第四級海上無線通信士	４海		レーダー級海上特殊無線技士	海特レ
第一級陸上無線技術士	１陸		国内電信級陸上特殊無線技士	陸特国
第二級陸上無線技術士	２陸			
航空無線通信士	航空			
航空特殊無線技士	航特			

（注4）　免許証番号の欄は、「ＡＢＣＤ１２３４」のように記載すること。

（注5）　住所の欄は、主任無線従事者に限り記載するものとし、無線従事者については記載を要しない。

（注6）　主任無線従事者及び無線従事者の選（解）任の都度、選（解）任後における主任無線従事者及び無線従事者全員について記載して提出すること。ただし、無線従事者の選（解）任届であって次の(1)又は(2)に該当する場合は、それぞれ(1)又は(2)に掲げる時期に提出することができる。

(1)　多数の無線従事者を選任する企業又は団体等において、1 年間に複数回の無線従事者の選（解）任に関わる人事異動が行われる場合は、当該企業又は団体等の年間の定期人事異動時期等特定の時期に、その時期における無線従事者の選（解）任届を提出することができる。

(2)　(1)の提出方法を採用する場合において、当該企業又は団体等所属の無線局の定期検査が企業又は団体等の定期人事異動等特定の時期の前に行われるときは、その定期検査が行われる期日までに提出すること。

（注7）　免許証コピーの提出は要しない。